

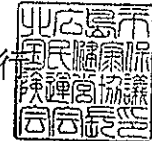


平成31年1月23日

北広島市長 上野正三様

北広島市国民健康保険運営協議会

会長 川島光 行



北広島市国民健康保険税の改定について（答申）

平成30年11月26日付け北広保険第344号により諮問のありました標記の件について、本協議会は、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

#### 記

##### 1 北広島市国民健康保険税率の改定について

北海道において算定された平成31年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基にした保険税率の改定については、国民健康保険の都道府県単位化における北海道の統一方針である「北海道国民健康保険運営方針」に基づき、市町村間の負担の公平化を推進するものであり、国保財政の健全な運営を行う観点からも、やむを得ないものと判断する。

引き続き、国保事業の運営にあたっては、北海道とともに医療費適正化等に取り組むと同時に、更なる市民の健康保持・増進を図るため、保健事業の実施の一層の推進に努められたい。

なお、次年度以降の保険税の改定にあっても、加入者の急激な負担増を避けるべく、引き続き、軽減措置を講ずる等の配慮を求めるものである。

また、国保の安定的かつ持続可能な運営のため、国庫負担割合の引上げや、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化するよう、引き続き市長会を通して国に要望されたい。

(1) 基礎分

所得割税率を 7.45% から 7.64% に改定する  
均等割税額を 21,800 円から 22,400 円に改定する  
平等割税額を 24,900 円から 25,500 円に改定する

(2) 後期高齢者支援金等分

所得割税率を 2.37% から 2.44% に改定する  
均等割税額を 6,200 円から 6,400 円に改定する  
平等割税額を 8,300 円から 8,600 円に改定する

(3) 介護納付金分

所得割税率を 2.31% から 2.14% に改定する  
均等割税額を 8,800 円から 8,300 円に改定する  
平等割税額を 4,600 円から 4,200 円に改定する

2 北広島市国民健康保険税課税限度額の改定について  
原案どおり承認する。

(1) 基礎分を 54 万円から 58 万円に改定する